

『税制改正大綱（6）国際課税 外国子会社合算税制の見直し等』

今度の改正では、BEPSプロジェクトの基本的考え方に基づき、外国子会社合算税制が総合的に見直されることとなった。

【1】合算対象とされる外国法人の判定方法等：トリガー税率が廃止されるほか、外国関係会社の判定に用いる持分割合の計算法が見直される。また、資本関係はないものの実質的に支配している会社も対象となる。【2】会社単位の合算課税制度：経済活動基準（事業基準、実体基準、管理支配基準、所在地国基準又は非関連者基準）のいずれかを満たさない外国関係会社は会社単位の合算課税の対象とする。【3】受動的所得の部分合算制度：経済活動基準を全て満たす場合には、一定の要件を満たす利子、配当、有価証券の譲渡損益等の受動的所得のみ合算課税の対象となる。なお、【2】【3】とも租税負担割合が20%以上である外国関係会社は免除される。【4】特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度：一定の要件に該当するペーパー・カンパニーや事実上のキャッシュ・ボックス、ブラックリスト国所在の外国関係会社には会社単位の合算がなされるものの、租税負担割合が30%以上の場合は免除される。

このほか、国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直しや、仮想通貨の消費税非課税化が盛り込まれている。

『訪日外国人消費動向調査 3兆7476億円で過去最高』

観光庁はこのほど、訪日外国人消費動向調査の平成28年10-12月期（速報）および平成28年年間値（速報）を公表した。それによると、同10-12月の訪日外国人旅行消費額は8,922億円（前年同期比1.3%増）で、過去最高となった。1人当たり旅行支出は14万7,175円（同12.2%減）だった。

平成28年間値で見ると3兆7,476億円（同7.8%増）で、こちらも過去最高。1人当たり旅行支出は15万5,896円（同11.5%減）となった。国籍・地域別に旅行消費額をみると、中国が1兆4,754億円（構成比39.4%）と最も大きい。次いで台湾5,245億円（同14.0%）、韓国3,578億円（同9.5%）、香港2,947億円（同7.9%）、米国2,130億円（同5.7%）の順となっており、これら上位5カ国で全体の76.5%を占めた。

平成28年の訪日外国人1人当たり旅行支出における国籍・地域別にみると、オーストラリアが最も高く（24万7千円）、次いで中国（23万2千円）、スペイン（22万4千円）の順となった。中国においては、1人当たり旅行支出が前年比18.4%減少し、全国籍・地域の中で最大の減少幅となった。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com